= 再開 午後1時0分=

〇副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。31番中野吉邦議員。

## [中野吉邦君登壇]

○31番(中野吉邦君) 質問通告に従いまして、順次、 質問をさせていただきます。理事者の皆さんの明 快なるご答弁をいただきたく思います。

まず、交通災害共済事業の存廃についてご質問 をさせていただきます。

昭和43年、1日1円、年間365円の掛金で死亡 見舞金50万円、長崎市交通災害共済制度がスタートいたしました。共済見舞金制度の見直しを行い ながら、昭和60年に年間掛金500円に改正し、現 在に至っています。この間、交通災害共済基金を 時々取り崩しながら事業を推進してこられました が、平成4年から毎年約1,900万円程度の基金取 り崩しが必要となり、平成12年度末の基金残高は 8,115万8,127円であります。基金残高が1億円を 割ると、共済制度の事業存続に赤ランプが点灯す ることになると聞き及んでいることから、このま まの加入率、見舞金の支給額で推移をしていくと、 平成14年度で2,000万円、平成15年度で4,000万円、 平成16年度で6,000万円の一般財源を投入する必 要があると思われます。

民間の損保会社がいろいろな保険の商品を出して充実しておる今日、市民がより高額な補償のある保険を望む傾向が高まっている今日、加入者数が減少していることなどを考え合わせると、この交通災害共済制度は、廃止を含めて検討する時期にきていると考えますが、市当局のお考えをお示しいただきたく思います。

次に、出島復元整備事業についてご質問をいたします。

出島は、江戸時代の鎖国期において、日本と西欧を結ぶ唯一の窓口であり、経済、文化、学術の交流の拠点として、我が国の近代化に多大な貢献を果たしてまいりました。明治時代に入り、出島周辺の埋め立てが進み、築造当時の海に浮かぶ扇形の原形は失われ、市街地に接続することになりました。世界的に貴重な歴史的遺産である出島の復元は、本市にとって大切な使命であることから、まちづくりの重要な核と位置づけ、その復元を今日まで図ってこられました。

日蘭交流400周年に間に合うように、ヘトル部屋、料理部屋等 5 棟を復元完成させました。だが、この 5 棟の復元をすることに、こんなにお金をかけなければいけないのかという疑問がわいております。例えば建築費が一番高い料理部屋は、坪単価385万4,400円、そして、建築費の一番低い二番蔵でも、坪単価199万3,200円であり、 5 棟の平均では坪単価265万3,200円にもなっております。復元するためには、材料や工法は原則として、同時代のものを踏襲しなければならないという法的な根拠はありますけれども、余りにも費用がかかり過ぎるのではないでしょうか。この件につきまして、理事者の方は、どのようなお考えを持っているのか、お答えをいただきたく思います。

また、広く国内外の個人、法人、団体の善意に よる寄附を受けるため、平成8年3月、松田皜一 氏を会長に、当時の十八銀行頭取、親和銀行頭取、 三菱重工業株式会社長崎造船所所長の3名を副会 長に、中山素平、相川賢太郎氏らを顧問に、そう そうたる著名人57名に参加をいただき、出島復元 募金活動推進委員会を設立なさいました。目標額 を10億円にし、ことし3月には、この目標を達成 し委員会も解散をいたしました。5月18日現在で は10億2,728万9,555円の基金が集められました。 現在、公有化率も96.5%に達し、用地買収の関係 等から復元の見通しが立っていなかったカピタン 部屋を初め6棟を復元されようと計画なさってお られますが、用地買収が完成したら、遺構調査、 基本設計、実施設計、それから建築という復元ス ケジュールになると考えられますが、目標年度を お示しいただきたいと思います。

また、出島基金10億円を、今後どのような形で 活用されようとお考えなのか、あわせてお示しを いただきたく思います。

最後に、都市計画行政について、3点お尋ねを いたします。

人々が集い、賑わいをつくり出すには、広場の整備が不可欠であります。諸外国や先進各都市を見るまでもなく、都市の中心部や商店街の中心部には必ず広場があり、各種イベントやスポーツなど多目的な活用が図られています。長崎市では、土地事情の厳しさから、都心部に近い場所に広いスペースを確保することが難しく、また、整備された運動場も少ないことから、休日などにスポー

ツ愛好者が気軽に利用できる場所と機会の要望が 必ずしも満たされているとは言えないのではない でしょうか。

先日、長崎市第三次総合計画書なるものを手にいたしました。その中の地区別計画を調べて見ますと、238ページの中央東部地区においては、淵中学校移転に係る残土処理場と思われる場所が地区公園として位置づけてあり、また、242ページの中央南部地区におきましては、出雲浄水場跡地とおぼしきところが地区公園として位置づけしてありますので、この位置づけを前提として、以下、質問をいたします。

ところで、片淵中学校の新築移転事業に伴って、中学校移転用地造成残土処理場の工事が進捗中であります。この造成地は7.23の大水害のような大雨を想定し、下流の河川容量の実態から、洪水時には調整池として一時貯水機能を果たす目的で整備していると今まで聞き及んでいましたが、第三次総合計画に地区公園として位置づけしてあることから、市当局も有効利用を考えていると思いますが、いかがですか。

埋立地の有効面積が1万8,000平方メートルとのことであり、こんなに大きな広場は、都市中心部ではありませんし、道路アクセスも十分な場所であると思いますので、当局の地区公園と位置づけした内容を具体的にお示しをいただきたく思います。

次に、中央南部地区の出雲浄水場跡地につきましては、平成10年12月8日に私が質問をいたしました。そのときの市長答弁は、余りにも長い年月がかかり過ぎ重く受けとめていますという内容でございました。平成6年には、自治会、地権者の説明が終わり、平成7年末には測量も完了し、平成8年末には実施設計も完了しているはずであります。この5年間、何の手もつけなかった原因は何なのか、お答えをいただきたい。

関係地区住民、地権者には、自分の土地を自由 に有効活用することにストップをかけていながら、 何ら説明もなく無責任極まりないと思いますが、 いかがですか。

最後に、斜行エレベーターの運行方法と道路整備について質問をいたします。

市内の70%が斜面地の本市にとって、通常の街路整備では莫大な費用と時間がかかり、人口の流

出、住民の高齢化、家屋の老朽化等の諸問題も並行して生じてきており、通常の街路整備手法によらない街路機能導入方策として、斜行エレベーターを導入された経緯がございます。平成14年3月には運行開始ができると聞き及んでおりますが、その運行方法、すなわち運行時間、安全点検方法、乗客の安全確保対策、途中駅は何カ所など、完成後の運行方法をお示しいただきたく思います。

また、斜行エレベーターの地元説明会の中で、 既存市道を4メートルから6メートルに拡幅する と説明したにもかかわらず、斜行エレベーターの 地権者に市が土地を代替地と与えました。その代 替地を与えたにもかかわらず、なぜ、この4メートルから6メートルに拡幅する市道の拡幅にご協 力いただけなかったか、その点のご説明をお願い をしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがと うございました。 = (降壇) =

○副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長(伊藤一長君) 中野吉邦議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の交通災害共済制度でございますが、議員ご指摘のように、昭和43年より激増する交通量に伴った交通事故の発生が多くなったことから、災害を受けた人を救済するために実施された制度でありました。ご指摘のように、1人1日1円、年額365円の会費で、万一死亡された場合には死亡見舞金が支給されるほか、傷害の程度に応じて、共済見舞金が支給されるものでありました。全国的にも、ほぼ同時期に各自治体が取り組んできた制度でございます。

その後、制度的には、昭和48年度に葬祭見舞金の制度を設けるとともに、死亡者見舞金を50万円から70万円にしたほか、昭和52年度には同じく死亡見舞金を100万円に、昭和54年度には傷害の程度に後遺障害を追加し、昭和57年度には、共済加入資格者の扶養家族で修学のために市外に居住しておられる方々も対象とするなど、共済加入者の資格拡大を図ってまいりました。昭和60年度には、会費を1人年額500円に改定をし、平成2年度には、死亡者見舞金を現行の120万円とし、平成5年度からは、交通遺児1人につきまして10万円を支給する育英見舞金を新設するなどの制度改正を

行い、現在に至っております。

交通災害制度への加入状況でございますが、昭 和43年度スタート時には、加入者8万4,932人、 加入率20.3%でスタートいたしました。昭和59年 度には、加入者21万8,903人、加入率49%と最高 に達したものの、それ以降は加入者数等年々減少 いたしまして、平成12年度でございますが、加入 者は15万3,607人、加入率も36.5%という状況に 至っております。加入率低下につきましては、自 治会を通しての団体加入率自体は平均的に推移し ているものの、加入世帯が核家族化したことと自 治会への加入そのものが減少したことなどから、 加入者数が減少していること、そして、ご指摘の ように、民間の損害保険会社における保険の商品 が充実をしておりまして、市民がより高額な補償 のある保険を志向する傾向が高まってきているこ となどが要因になっているのではなかろうかと思 います。

この制度は、交通災害共済事業特別会計で運用しておりまして、昭和50年より共済基金を設け、事業の収支の均衡を図ってきております。基金運用の面で見ますと、昭和58年に1,300万円、昭和59年には1,800万円を取り崩した以外は、平成3年までは、基金の取り崩しはあっておりませんで、昭和61年3月から平成3年までの6年間、事業収益から基金への繰り入れを行い、平成4年度末の基金残高は1億7,512万9,305円に達しておりました

しかしながら、それ以降でございますが、金利が下がり続けたということもありまして、加入率が低下する一方で、見舞金の支給額もふえ続けておりまして、中野議員ご指摘のように、ここ数年は、毎年1,900万円程度の取り崩しが生じるなど共済事業の収支のバランスが大きく崩れていることが影響して、基金残高は減少し続けております。そして、平成12年度決算見込み額におきましては、基金残高は8,115万8,127円となっております。

一方で、この交通災害共済制度は、交通事故発生から3年間は見舞金の請求期間があることから、この制度を独立して存続していくためには、3年間分の見舞金約5,000万円を確保しておく必要があります。過去の見舞金の支給状況と取り崩し後の基金残高から推測いたしますと、具体的に中野議員は壇上で申し上げましたが、近い将来、一般

財源を投入することなく、そのまま制度を維持することは極めて困難な状況にあります。基本的には、この制度が共済でありまして、相互扶助の精神で運営されるべきであることを考えますと、過去の常任委員会におきましても、制度の存廃を含めた検討の必要性を再三ご指摘をいただいた経緯等もございます。まさに、見直しの時期にきていることは私ども認識をいたしております。

こうした現状認識を踏まえまして、今後、早急に検討の委員会を立ち上げまして、さまざまな立場の方々のご意見を集約させていただきまして、他都市の取り組み等も当然、参考にさせていただきながら、一定の結論を見出さなければならないのではないかと、また、そういう時期にきているのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

次に、出島の復元整備でございますが、国指定 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備事業は、長崎市 のまちづくりのシンボル的な事業であるばかりで なく、国際的にも極めて重要な文化遺産の復元で ありまして、国、県及び地元関係者を初め全市民 的な理解を得ながら、着実に進めさせていただい ているところでございます。護岸石垣の復元、史 跡内に現存する明治期等建物の整備活用などに取 り組み、昨年4月には、おかげさまで19世紀初頭 の復元建造物5棟が同じ場所に本物の姿でよみが えったわけでございます。

また、史跡を整備するための必要条件であります史跡内民有地の公有化の件でございますが、平成12年度末で公有化率96.5%になっております。皆様方のご協力によりまして、本年度、さらに公有化が進み、近いうちに100%となるように鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後の整備計画につきましては、出島の中心的 建物であります商館長の居宅、カピタン部屋など 6棟の復元を目指してまいります。

まず、本年度6棟の敷地内にかかわります遺構調査を行い、続きまして、基本設計、実施設計を経まして、復元建造物の建設を行う手順となっておりますが、あわせて南側石垣の顕在化の問題、また、出島のゾーン化の問題、出島橋の振替等の問題を関係機関と鋭意協議をしながら、早期の実現に向けて積極的に事業を推進していく所存でご

ざいます。

次に、出島復元整備基金の活用方法についてで ございますが、出島史跡整備基金は、昭和53年3 月に、出島和蘭商館跡の整備事業費の財源に充当 するために設置をされまして、平成8年10月には、 議員ご指摘のように、出島復元整備事業を財政的 に支援していただくために、地元経済界の皆様方 を中心に出島復元募金活動推進委員会が設立をさ れました。同委員会は、平成12年度末までに10億 円を目標に掲げ、昨今の厳しい経済状況の中では ございましたけれども、全国的な募金活動を積極 的に展開していただきまして、多くの団体、企業、 個人の方々から心温まるご寄附を賜りました次第 でございます。昨年11月には、その目標額10億円 を達成いたしました。これもひとえに出島復元募 金活動推進委員会の皆様を初め募金していただき ました方々のご協力のたまものでございまして、 この場を拝借いたしまして、厚くお礼を申し上げ させていただきたいと思います。

さて、出島復元募金活動推進委員会の活動は、 平成13年2月26日の総会をもって終了いたしまして、その募金全額を出島史跡整備基金に積み立て ておりますが、平成13年5月18日現在で10億 2,782万9,555円となっております。

今後の活用方法でございますが、出島表門橋の 復元にというお話もありますが、どのような使途 が募金に協力していただいた皆様方の善意に応え ることになるのか、関係機関と協議をいたしまし て、皆様方のご意向を十分尊重させていただき、 決めさせていただきたいというふうに考えておる ところでございます。

1951年(昭和26年)から着手されました復元計画からまさに半世紀、西暦2000年によみがえった 5 棟の和蘭商館、そして出島の一部にこれは過ぎません。かつて日本とヨーロッパをつなぐ唯一の窓口でありました出島、その復元の道は、出島が19世紀初頭の姿でよみがえる日に向かって、今後とも、皆様方のお知恵、お力をおかりしながら、後世に引き継げるように、よりよい出島復元に向けまして頑張ってまいりたいと思いますので、ご支援、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いさせていただきたいと思います。

次に、出雲浄水場跡地の活用につきましてお答えをいたしたいと思います。

出雲浄水場跡地への取付道路につきましては、都市計画道路小ケ倉蛍茶屋線より分岐し、公園整備が予定されている当該浄水場跡地に至る延長約500メートルの区間において、市道出雲17号線として整備することとしております。当路線につきましては、平成10年12月議会及び平成12年9月議会におきまして、公園計画及び取付道路の推進について答弁を申し上げましたとおりでございます。

さて、その後の進捗状況でございますが、平成8年3月までに歩道なしの道路として測量、調査、設計及び市道認定の手続きを完了しておりましたが、平成12年5月に供用が開始されました都市計画道路小ケ倉蛍茶屋線の利用状況及び道路の安全性や利便性を考慮した結果、歩道設置の必要性を認め、再度、設計の見直しをしたところでございます。

本路線は、長崎市といたしましても、重点箇所として考えておりますので、できるだけ速やかに、地元自治会及び関係地権者の皆様方へ再度説明会を開催いたしまして、ご理解をいただいた後に、事業に着手する予定でございます。今後は、道路整備に必要な道路特定財源の一般財源化の問題並びに地方交付税の削減問題等も昨今、降ってわいたように出てまいりましたが、できるだけ早期の完成を目指しながら、この事業を進めてまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。

次に、公園計画の件でございますが、地元住民の皆様方のご意見をお聞きしながら、ソフトボールなどができる多目的広場を中心に、当該地が桜の名所であったことを踏まえまして、市住民の憩いの場としての整備を図るとともに、一部水道用地として活用する部分もあることから、水道局とも調整を図りながら、公園の規模、施設内容を検討してまいりたいと考えております。

今後の公園整備につきましては、先ほど申し上げました市道出雲17号線の進捗状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、私の本壇よりの答弁といたしまして、他 の件につきましては、それぞれ所管の方からお答 えをいたしたいと思いますので、よろしくお願い いたしたいと思います。 = (降壇) =

○教育長(梁瀬忠男君) 出島復元整備事業の中の

復元建造物 5 棟の建設費の問題についてお答えさせていただきます。

出島は、国指定の史跡であることから、復元をするためには、文化庁の史跡等における歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会の承認及び文化庁長官の現状変更の許可が必要となります。この許可を得るためには、建造物の復元及び工事により、保存すべき遺跡等を損傷してはならない等の工事施工上の制約と復元に際し用いる材料や工法は原則として同時代のものを踏襲すること等が条件となっております。

今回の復元につきましては、伝統的な工法を用い施工しておりますが、伝統的な工法を用いますと、土壁のように塗っては乾燥させ、また塗るというように多くの手間と時間がかかりますので、工事費が割高になり、また、木材、かわら、ガラス、壁紙である唐紙などは、歴史的考証により往時のものを再現していますので、特注品となり建設費がかさんでいる部分もございます。

しかしながら、今後の復元につきましては、できる限り建設費が高くならないように関係機関と十分協議を重ねて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

○企画部長(原 敏隆君) 都市計画行政について のうち、片淵中学校移転に係る埋立地の広場活用 についてお答えいたします。

中野議員ご高承のとおり、片淵中学校移転用地造成工事に伴い、約19万立方メートルという多量の建設残土が発生いたします。これを処理するための施設として、片淵3丁目、4丁目地内の用地を本体事業の附帯工事として、残土処分場を設置いたしました。この残土処分場は、整備面積約3万2,000平方メートル、そのうち有効面積約1万8,000平方メートルとなっております。平成14年2月の完成を目指して、長崎市土地開発公社で整備を行っているところでございます。

なお、当該用地は、議員ご指摘のとおり、昭和57年の7.23大水害のような大雨が降った場合にも、敷地内に雨水をためて流量の調整ができるような設計となっており、調整池としての機能も有しております。

片淵中学校移転に係る残土処分場の利用につき ましては、庁内関係課長会議を開催し、今後の活 用策を検討しているところでございます。当該用地は、約1万8,000平方メートルと広範な公共用地であり、都市計画マスタープラン及び長崎市第三次総合計画の地区別計画における構想としましても、市民の方や地域住民の皆さんが広く利用できる地区公園として位置づけられているところでございます。

ただし、当該用地は、市街化調整区域でございまして、現在、上下水道は計画区域外となっております。しかも、上下水道を整備する場合は、上水道では約800メートル、下水道では約300メートルという布設工事が必要であり、多額の事業費が生じてまいります。

いずれにいたしましても、当該用地の整備方針は、本市の財政状況や全市的な地区別計画の優先度などを考慮しながら、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○都市計画部長(松本紘明君) 斜行エレベーター の運行方法についてお答えいたします。

斜行エレベーターの導入につきましては、歩行 支援施設として、南大浦地区の斜面市街地の住宅 地に導入し、都市防災、交通安全、居住環境の改 善を目的として整備を進めております。

斜行エレベーターの導入位置につきましては、 歩行者の流れや道路、公園、学校等の公共施設の 配置状況及び市場・商店街等の立地、また、バス や路面電車などの公共交通機関との連絡等を総合 的に勘案し、地域住民にとって最も利便性が高く、 観光対策にも対応できる投資効果が高い地区を調 査した結果、南大浦小学校下への導入が最適と判 断し、歩行者専用道路南大浦線として延長160 メートル、幅員12メートルで、平成9年に都市計 画決定を行い、同年に事業認可を受け、整備を 行っております。

事業内容といたしましては、総延長160メートルで、そのうち斜行エレベーター区間は約97メートル、標準幅員はエレベーター本体と両側の階段や緑地を含み約12メートル、高低差約50メートル、勾配60%となっております。また、利用者の利便性等を考慮した結果、乗降口を5カ所設置し、それにつながる連絡道路としての横道や起終点広場の整備を行います。エレベーターの収容規格といたしましては、想定利用者により17人乗り、往復

約4分で計画しており、また、運行時間帯としま しては、路面電車の始発・終着にあわせ、午前6 時から午後11時30分を予定しているところであり ます。

平成13年度におきましては、エレベーターのシャフト(エレベーター本体が入る躯体)や両側の階段等の工事を行い、平成14年4月の供用開始を目指しております。

なお、斜行エレベーター完成後は、市道として 認定し、維持管理をしてまいりますが、エレベー ター内部が閉鎖された空間となるため、その安全 対策としては、外部からエレベーター内部が見ら れるように窓をあけるとともに、監視カメラ等に よるセキュリティ会社と直結するなどのできる限 りの対策を実施することで、利用者の安全確保に 万全を期したいと考えております。

斜行エレベーターの定期点検の方法については、 利用者の方々に支障を来さないように、点検の日 時を事前にお知らせすることや運行時間外に行う などの方法を検討し、対応したいと考えておりま す。

以上でございます。

○都市建設部長(諸岡克重君) 斜行エレベーター に至るまでの道路整備についてお答えいたします。 南大浦地区まちづくり事業の推進につきまして は、平成9年11月から地元協議を行いながら、南 大浦地区まちづくり基本構想の策定を進めてきた ところでございます。

議員ご指摘の斜行エレベーターの地権者の代替 地の問題につきましては、斜行エレベーターの地 権者が当代替地を希望されたことから、当代替地 を旧地主から市が一たん買い上げる形で、地権者 に払い下げを行ったものであります。地権者へは 将来、道路にかかることもある旨を説明いたしま したが、その時点では、道路線形が未確定であっ たことなどから、壁面の後退については、お願い できませんでした。このことで、地権者や地元の 皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことにつきま しては、申しわけなく、反省しているところでご ざいます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○31番(中野吉邦君) それぞれお答えをいただき ましたが、改めて再度、再質問をさせていただき ます。 まず、交通災害共済制度の見直しについてですが、見直しの時期にきていると、検討委員会をつくりたいと言われていますが、平成13年のこの1年をそのまま過ぎると、平成14年度には、もう2,000万円用意しなくてはいけないんです。検討委員会をつくられても結構ですけれどもね、いつまでに結論を出す予定なのか。1年おくれていけばおくれていくほどお金を継ぎ足さなくてはいけないんです。

それで、我々は、これを委員会で論議しているときに、基金が1億円を割ると、もうこの事業は赤ランプなんですよということを行政側の方から言われているんです。その都度、我々は委員会で指摘をしているんです。そして、その間に何の検討もやってないではないですか。今改めて、ここで検討委員会をつくりたいと言われるなら。だって、もうこれはですね、県内でも同じ時期に始めた諫早市はもう廃止をしているんです。佐世保市だって廃止の検討を行っているんです。全国でもう7つも8つも、検討に入ってらっしゃるんです。そして加入率は、そのまま変わらない。民間の方は、もっと高額の補償を出されているんです。

そういう時期から考えてみれば、このスタート した時期から比べてみれば、もう本当に考え直す 必要があるんではないかなと思います。

そして、この共済見舞金をですね、基金をつく るために、長崎が3,500万円、基金に繰り入れて いるんですよ、当初に。それを考えていくと、こ の請求権が3年間さかのぼる、10年度、11年度、 12年度だけでも4,986万5,000円持っとかないと、 この見舞金の支給ができなくなっちゃうんです。 そうすると、このままの状態でいくと、あっとい う間に、この交通災害共済事業だけで1億円用意 をしなくちゃいけなくなっちゃうんですよ。です から、早めに決断をしてくださいと言った。そし たらね、検討委員会をつくるということですが、 では、この検討委員会をつくって、いつまでに結 論を出すか、その辺のところをはっきり言ってい ただきたい。そうしなければ、毎年、来年度は 2,000万円出したら、次の年は4,000万円、その次 のときは6,000万円と出していかなくちゃいけな いんです。ですから、検討委員会をつくるのは結 構ですが、いつまでに結論を出すのか、明確にお 願いをしたいというふうに思います。

それから、次に、出島の復元についてお尋ねをしたいと思います。19世紀の初頭を目指して復元をなさっている。莫大な金がかかることはわかります。本物をつくられることもすばらしいことだと思います。ですけれども、教育委員会がやっていることはばらばらではないですか。だって、平成7年でしたか、8年でしたか、オランダの国旗をポールを立てた、ああいうのは本物ですか。あの場所にあるわけないではないですか。19世紀の初頭のときには、出島の一番右端にあったんです。私は、それは委員会で指摘をして反対をしました。勝手にあなたたちは、自分たちの都合のいいときは、出島の今のど真ん中に立てているではないですか。

そうしたら、この5棟の復元見てくださいよ。 料理部屋59.62平方メートルしかないんですよ。 費用は6,961万8,000円、坪単価385万4,400円かかっ ているんです。そして、これが10年も20年も30年 もたっていって、この料理部屋がだんだん老朽化 していくと、また、その時期にやりかえるか、補 修をしなくちゃいけない。今の時期に385万円坪 単価かかっていたら、30年後はどのくらいかかる んですか。余りにも金をかけ過ぎると私は思いま す。

先ほど教育長のご答弁の中では、ガラスとか何 とか言われていました。あそこの今これにでき上 がっているガラスは、今使っているガラスではな いですか。19世紀初頭にですね、あんなにすばら しいガラスはありましたか。グラバー邸の窓にあ るガラスが19世紀時代のガラスですよ、ひずみが あるやつ。本物をするなら徹底的にそこまで本物 をやってくださいよ。中途半端なことでお金だけ をかけ過ぎている。ある程度のところでいいんで はないですか。それで、こういう金のかけ方をす ると、せっかく全国の多くの善意をいただいて、 10億円出島の基金をためた金を、今度、復元の5 棟に使われるというならば、一遍でこの10億円の 基金はなくなっちゃいます。やはり文化庁の指導 も必要かもしれませんけれども、考えてみれば、 こんなに1坪当たり385万円もかかるような建築 費が本当に必要なのかどうか、余りにも私は、常 識逸脱をしていると思います。

だから、今度6棟を復元するということですから、もっと私は、大変な金額がかかるんではない

かなという心配をしておりますので、ぜひ、先ほど関係機関と協議してと、関係機関といったらこれは文化庁しか関係機関ないんではないんですか。文化庁と協議したって、文化庁は全くその時代のものを使いなさい、その時代のものを使いなさいって、それと使うのが一番いいのかどうかしれませんが、それを集めて、それをやったら今みたいな坪単価385万円もかかるなんていうのは、私は、常識では考えられないと思います。だから、復元5棟につきまして、今度の6棟につきましても、具体的に、どういうふうなことをどのくらいでやりたいのか、関係機関と協議をしてとうたわれていますが、その辺のところをもう少し説明をしてください。

あわせて、これはどちらの方からお答えいただくかわかりませんが、10億円の基金を集めて、そして、出島復元募金活動推進委員会というのは、ことしの2月の26日で解散をなさったんです。具体的に、長崎市に一任されているのなら結構でしょうが、まだ、使い道について検討していないという段階だったら、私は、解散した意味がないと思います。この10億円についてどうするのか、どういうふうに活用するのか、明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、2点について、まず、お答えをいただき たい。

○市長(伊藤一長君) 中野議員の再質問にお答え いたしたいと思います。

まず、出島の復元募金の10億円の活用の件でございますけれども、冒頭でも申し上げましたけれども、壇上でも申し上げましたが、ご希望としては、表門を復元するときに使っていただけたらというご希望は、役員の方々も含めてございます。

ただ、問題は、皆様方ご案内のように、表門の復元の場合には、今度は、中島川を渡りまして、反対側の民有地の公園化の場合の買収の問題がまだ進んでおりませんので、頑張っていますが、残念ながら進んでいないという経緯等もございまして、なかなかそれを実現するには至らないという問題等もございます。

それと、公有化の問題が、意外と、意外とと 言ったらおかしいんですが、関係者の方々の本当 にご理解をいただきまして、かなり早いピッチで 公有化が進みましたので、そうなったら水門も含

めて、南側の方の復元も含めて、どうしたらいい のかなと、先ほど申し上げましたように、出島橋 の問題もございます、あるいはポンプ場の問題も ございます。そういう問題も含めてどうしたらい いのかなというのが、ある意味では、いい意味で 一度に出てきたということでございますので、こ の問題も、そう時間をかけられませんので、文化 庁のことを言えば、また議員さんはお嫌いになる かもしれませんが、出島審議会を含めて、関係機 関の方々と協議をして、やはり余り時間をかけな い中で、この方向づけを出していくということは、 私は大事なことではないかなと、しかも、当初出 しました中期の計画がございますので、こういう のを一応ベースにしながら頑張ってまいりたいと いうふうに考えていますので、よろしくお願い申 し上げたいと思います。

それから、もう1点目の交通災害共済の問題でございますが、これは、検討委員会を速やかに立ち上げさせていただきたいと思います。いつまでに、その方向を出すのか、お金がなくなってきているんではないかと、しかも、3カ年間のそういうものをちゃんと確保しなければいけないではないかということも含めながらのいわゆる検討委員会になろうかというふうに思います。

ですから、存廃という過去の委員会審議のこと も含めて申し上げましたけれども、廃止をするの か、それとも場合によっては、過去、会費を上げ させていただいた経過がございますので、会費を 皆様方の総意である程度上げてもいいんではない かと、そのかわり、ほかの面がかなり充実してい るんではないかと、そういう形に相なるのか、こ れは検討委員会の中で、やはり速やかに方向を出 すべきであるというふうに思いますので、よろし くお願いさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長(梁瀬忠男君) 復元建造物の建設の件で ございますけれども、先ほども答弁いたしました が、文化庁の許可がいるということでありまして、 この文化庁のもとに、復元建造物を検討するため の専門委員会というのがございます。そこで許可 を得まして、建築に移っていくわけでございます けれども、そこの指定史跡の復元につきましては、 かなり詳細な、シビアなといいましょうか、やは り本物の場所に本物を復元しようというような意 図のもとに、かなりシビアに小さく基準が決められている点がございます。

したがって、私どもも、そこら辺をクリアしての復元となりますので、地域の中に建造物復元検討委員会というのを設けまして、そこで、るるそこをクリアするための検討をしていただいて、そこで計画をつくって申請をしていっての建築ということになるわけでございます。したがいまして、先ほども申しましたが、そこには、工法、材質を含めて、そういうふうに小さく基準が決められている関係で、どうしても建設費が高騰している部分があるということでございます。

したがいまして、私どもも、その指摘というのは一定、わかってもおりましたので、よその都市の史跡内の復元でどうだろうかと、こういうことも、よその都市とも一つの建設費の悩みとして協議をさせていただいた部分がございますが、その点でも、やはり他都市につきましても、確かにおっしゃるように、一般の建築等からすると相当高額であると、その辺については、少し悩みを持ちつつ、どこも対応しているというような現状もございます。

しかしながら、私どもといたしましては、やはりそういうご指摘もございますので、今後は、そこの建造物復元検討委員会、地元でもつくりますが、ここを踏まえまして、より文化庁の専門部会で、やはり建設費の高騰の問題について、より適正な額といいましょうか、少し抑えられないのか、そういうことを含めて、今後、十分に協議をしていきたい。そして、できるだけ高騰したような建設費ではなくて建設が復元されていったらというふうに思っておりますので、その点について、今後、十分努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○31番(中野吉邦君) わかりました。交通災害に つきましては、ぜひ早めに結論を出していただき たい。私は、廃止することが一番ベターだと思っ ています。今、市長からご答弁いただきましたよ うに、もしかしたら掛金を上げるということもあ るかもという話も出ました。もし、そういうふう になったならば、今、一般会計から繰り入れてい る生活保護受給者の分は、何でこの分まで、年間 500円の掛金を払ってやらなくちゃいけないのか。 そのくらいは、私は、生活保護者の方もですね、 自分で払うべきだと思います。その点もあわせて 検討していただきたいというふうにお願いをして おきたいと思います。

出島につきましては、本物志向は、大変結構で す。本物志向をやるならば、まず、最初から徹底 して、オランダの国旗掲揚部もある場所に移して 本物にしたらどうですか。それと、中の使い道は 自由勝手と言いながら、ヘトル部屋にはエレベー ターもつけています。19世紀の初頭には、エレ ベーターなんかありませんよ。それでは、そのと きは使用の方法については、あなたたちは文化庁 に許可もらいに行ったんでしょう。なぜ、こうい うふうに坪単価385万円、これ常識で考えられま せんよ。ただ僕ら文化財だからだまってたんです よ。ですけど、あとまた次々に復元をしていかな ければいけない、そうしたら、どこかのところで ある程度、基準を決めていいではないですか。私 は、ぜひ関係機関と協議をしますということです から、文化庁は入れないで、逆に文化庁にですね、 あなたたちの考えは少し非常識ですよというよう なことを教えてやったらどうですか、地方から。 そういう意味で、ぜひ今後は、坪単価がこんなか かるような復元は、私は一切やめていただきたい とお願いをしておきます。ご意見があれば、後で お答えください。

次に、都市計画行政についてお尋ねをいたします。

市長さん、出雲の浄水場は、もう多くの議員さ んがご質問をして、平成8年にはすべての事業は 設計まで全部終わっているんです。そして、5年 間何にもしていないんです。地権者の皆さんの買 収にも入っていない。今、市長のご答弁では、上 の件の道路ができたから、それを考えて、どうし ても歩道の設置が必要になったから、道路の変更 をするということですが、だったら、なぜその間、 1回も話をしないのか、私は不思議でたまらない んです。これは行政の怠慢ですよ。先ほども壇上 で言わせてもらいましたが、無責任極まりないと 思いますよ。ですから、この辺のところは、あえ て市道出雲17号線とあわせて、目標年度をこの際 はっきりと言ってくださいよ。公園化も一緒に。 次の答弁は、それをお願いをしたいというふうに 思います。

それから、水道局長にちょっとお尋ねをします

が、地方公営企業法から言わせればですね、この 予算から言わせれば、私は、地方公営企業の場合 には、事業の効率的運営を考慮して収入の確保を 図る見通しをつけ、その収入を確保するために必 要最小限の支出を見積もることによって予算がつ くられる。こういうふうにあるんですね。そうし ますと、出雲の浄水場跡地は使っていないんです よ。むだな財産ではないですか。そしたら、それ を一般行政に売っておけば、昨年の12月水道料金 の値上げはする必要なかったんですよ。そうでは ありませんか。なぜ、そういうことができなかっ たんですか。片一方では、何にも使わない財産を 持っといて、5年も6年も手をつけることができ なかった。そしたら、こちらの方に譲っておけば 5 億で売れたのか6億で売れたのかわかりません けれども、そうすると、昨年の12月に我々、水道 料金の値上げについては猶予期間があって、1年 ぐらい延びたかもしれないじゃないですか。その 辺の財産の売り渡しがどういうふうになっている のか、お答えをいただきたいと思います。

それから、斜行エレベーターの件につきましてお尋ねをしますが、これにあわせて道路の拡幅をやることになっていたんです。 4 メートルから 6 メートル。そして、14名の地権者の中で 1 人だけどうしても代替地がほしいということで、長崎市は、その方に代替地をあっせんいたしました。それが、 4 メートルから 6 メートルに広げる道路の中に、その代替地があって、そして平成11年の11月16日に市が買収をして、平成11年11月、すぐその日にその方にその土地を譲っているんです。その前に、地域の皆さんには斜行エレベーターをつくりますから、既存の道路を 6 メートルに広げますと説明をしているんでしょう。

そしたらね、その6メートル道路にかかる人にご協力をお願いをします、しますと言いながら、市が代替地をやった人には1メートルも2メートルもひかず、そのままの形で家を建てさせてる、許可をしているんです。去年の平成12年の4月に確認申請を出して。なぜ、市があっせんをしてやった道路ですから、地域の皆さんは、せっかくだったら市が土地をあっせんをしたんだから、何でそこまで言えないんですかと。我々は、なんでそしたら協力しなくちゃいけないんですかということまでなっているんです。

どうも、その辺のところは庁舎内の連絡がうまくいってないかどうかわからないんですけれども、なぜ、確認申請が出た段階で1メートルないし2メートルのバックがお願いできなかったのか。あるいは代替地を与えたときに、ここは道路の拡幅がありますから、すべて譲れませんと、1メートル、2メートルをひいてからしか売れませんということができなかったのか、その辺をはっきりお答えをいただきたいというふうに思います。

〇水道局長(峯 繁紀君) 出雲浄水場跡地の問題でお答えをさせていただきますけれども、当該地は、昭和63年3月に小ケ倉浄水場が完成しまして稼働を開始したことに伴いまして、現在、浄水場としては機能しておりませんけれども、大浦地区の給水の配水池として使用いたしております。

したがいまして、この部分は、今後とも、水道 局の方で使用することになりますけれども、それ 以外の分につきましては、一般会計の方でお願い したいということで、我々もできるだけ協力して いくという体制をとっております。この件につき ましては、平成7年当時ですね、市長部局の方か ら照会がございまして、平成8年の4月に確認事 項として、既に回答を行っているところでござい ます。

先ほど、こういった土地を持ちながら、それを 売ったらもっと料金の方に、また、改定をせずに 済んだんではないかというお話がございましたけ れども、私どもが財政計画を立てますときに4年 の算定期間というのを立てておるわけですけれど も、平成8年のときに、実は料金改定をお願いし ようという考えでおったわけです。ところが、議 員さんにもご説明しましたように、平成5年の改 定の後に、異常渇水が起こりまして、そういった 状況の中で、市民に迷惑をかけている中でですね、 平成8年度の料金改定がいかがなものかという市 長の政治判断もございまして、その点、一般会計 からもご助成もいただきましたし、私どもも行政 改革という一つの企業努力と申しますか、そう いったことを行いました結果、8年間値上げせず に済んだということになったわけでございます。 その後、料金改定を昨年お願いしたわけでござい ますけれども、そういったことで、これは、購入 側のご意向もあると思いますけれども、私どもと しては、もし仮に、これが金が入ってきておりま

したら、幾分改定率が変わるかもしれないという ような状況でございます。

今後、これが入ってきましたら、私どもも、次の財政計画に対しまして、そういった活用の方法 も考えていきたいと思います。

以上でございます。

○教育長(梁瀬忠男君) 旗竿の件についてお答え をさせていただきます。

日蘭交流400周年の記念事業で何かシンボル的なものがほしいと、こういったことがありまして、仮設的に特別な文化庁の許可を受けまして、あそこに設置をさせていただいたという経過がございます。

それともう一つ、エレベーターの件でございますけれども、ヘトル部屋に確かにエレベーターを今、設置をしております。これにつきましては、ヘトル部屋の内部につきまして、調査の結果が十分でなかったということで、内部の復元が非常に難しいという状況がございまして、その中から、では、あそこの中に一つ、多目的にでも使えるようなスペースがあったらどうかと、これは建造物復元検討委員会、それと文化庁の方の審議の中で、そういったことになりまして、そうなりますと、現下のバリアフリーの状況でございますので、エレベーターをということでお願いした結果、活用させていただいている経過でございます。

よろしくお願いします。

- ○土木建築部長(向井正人君) 出雲浄水場跡地へ の取付道路につきましては、用地買収が一番問題 であると考えておりますが、平成16年度から17年 度を完成目標に事業を進めたいと考えております。 以上でございます。
- ○都市建設部長(諸岡克重君) 代替地として売却するに当たりまして、なぜ道路の後退の話ができなかったのかという中野議員の再質問ですが、斜行エレベーター建設用地の地権者への代替地を払い下げた時点では、道路拡幅の方針はあるものの道路線形が未確定でありまして、市道沿線の地元住民の皆様との協議や戸別訪問も行っていなかったことなどから、関係部局との連携が十分図れず、壁面の後退についてお願いできませんでした。このことについて、地元地権者の皆様に困難を与えたものと考えており、深く反省をいたしております。

今後は、このことを教訓に、地元まちづくり協議会と協議を重ね、関係部局との十分な連携を取り、住み続けられるまちづくりの事業推進を図りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○31番(中野吉邦君) 市がですね、土地を代替地でしてなければ、そんなに問題は起きていないんです。市がやってて、市が片一方では道路を拡幅するとやっているものですから、ほかの皆さんは、市がその方に協力をお願いするのは当然ではないかと、地区の皆さんは、今、不満たらたらですからね、ぜひ、きちんとやらないと大変なことになると思いますよ。

それでは、もう一つ、片淵中学校の跡地の問題ですが、その市街化調整区域になる。しかし、片一方では、この総合計画書の中には、緑で地区公園化としているんですから、私は、この答弁の中には、トイレもつくります、水道も置きますというふうに答えてくれるのかなと思ったら、逆に、多額の金が必要ですと、上水道が800メートル、下水道が300メートルかかりますから。そしたら、こういう地区公園ですよという、最初に我々に、こういうところに緑の丸印をつけるのはどうかなと思いますよ。そして内部協議を、関係課長会議を開くと言っていますが、ぜひ早急にやっていただきたい。

時間がありませんので、最後にお聞きしますが、

では、今の片淵中学校の跡地は、どういうふうに 活用するのか、改めてこの点だけで結構ですから、 お答えをいただきたいと思います。

○市長(伊藤一長君) 中野議員の再質問にお答え をいたします。

跡地の活用につきましては、今のところ、まだ 白紙でございます。今後とも、関係者の方々と協 議をすることに相なるんではなかろうかと。いろ いろな要望とか、そういうのは出ていますが、現 在のところ、まだ白紙でございます。

以上でございます。

○31番(中野吉邦君) 今までのご答弁の中で、検討協議会をつくるとか、地区協議会をつくるとかというご答弁が出ています。そういうのも結構でしょうけれども、市長が決断をしなくちゃいけないときは、速やかに私は決断をしてほしいというふうに思います。その方が行政はうまく進むときがあると思いますので、ぜひ、そういう形をとっていただければと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○副議長(江口 健君) 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、次回の本会議は6月11日午前10時から開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会午後2時0分=

上記のとおり会議録を調製し署名する。 平成13年8月3日

議長島居直副議長江口口署名議員失田朴